

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部

健康安全課長

矢島 一男

地方労働衛生専門官

牧野 宗一

TEL：026-223-0554

STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを展開します

～ 熱中症による死傷者が大幅増加、対策の強化を図ります ～

令和7年の長野県内の職場における熱中症による休業4日以上死傷者数は35人となり、死亡災害は発生していないものの、前年比で20人の大幅な増加となりました（別添1）。

長野労働局（局長 木村 聡）では、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」）。実施期間5月～9月）を展開するにあたり、全国で定めるキャンペーンの重点取組期間（7月）に加えて、8月についても重点取組期間として、本年3月に策定された「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」の周知及び昨年6月施行の熱中症対策に関する改正労働安全衛生規則の定着に向けた指導等、熱中症予防対策に関する周知や啓発指導をより一層強化します（別添2～4）。

【長野労働局における熱中症予防対策の主な取組事項】

- 1 本年3月に県内の業界団体等に対して、キャンペーンを通じて、新たに策定されたガイドラインに基づく熱中症予防対策の取組推進に係る要請を行いました。さらに、熱中症の増加が顕著である製造業及び道路貨物運送業に対して別途要請等を行う予定です。
- 2 熱中症予防のための具体的な対策等に関する「熱中症予防対策セミナー」を令和8年5月19日（火）に開催します（別添5）。
- 3 令和8年7月1日（水）に熱中症対策も含めた長野労働局長パトロールを実施します（詳細な日時、場所等については、現在調整中です）。
- 4 長野労働局ホームページに熱中症予防対策特設サイトを開設し、広く情報提供を行います。
- 5 長野駅前ペDESTリアンデッキへ横断幕を掲出し、広く周知啓発を行います。
- 6 県下各労働基準監督署においては、パトロール、監督指導等を通じて熱中症対策に関する啓発指導を強化します。

【添付資料】

- 別添1 長野県内における熱中症による労働災害発生状況
- 別添2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット
- 別添3 「職場における熱中症対策の強化について」（改正労働安全衛生規則リーフレット）
- 別添4 職場における熱中症防止のためのガイドライン概要
- 別添5 「熱中症予防対策セミナー」リーフレット

【参考】

長野労働局ホームページ・
熱中症予防対策特設サイト



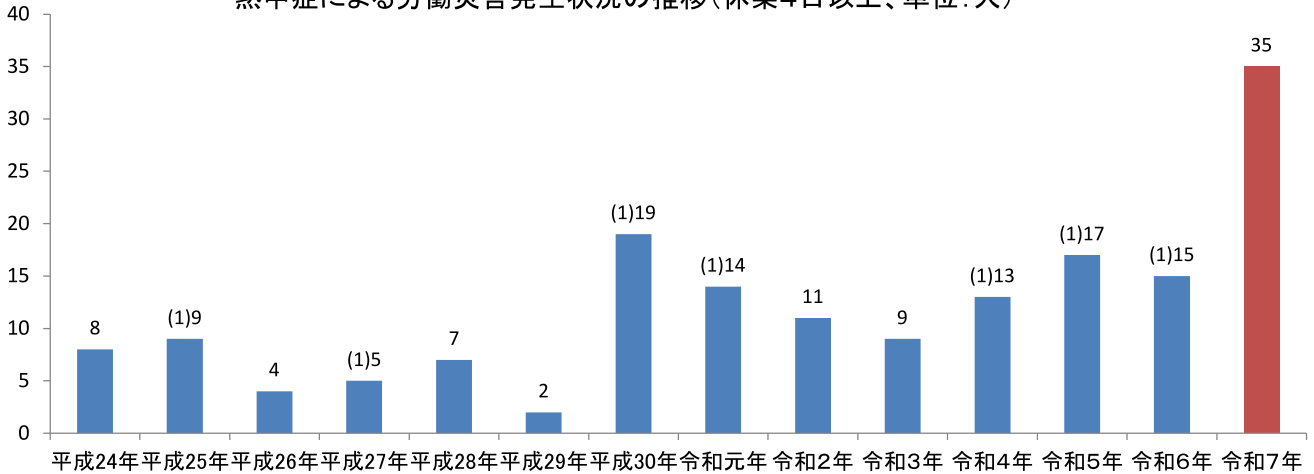
厚生労働省ホームページ
職場における熱中症予防対策



長野県内における熱中症による労働災害発生状況

長野労働局

熱中症による労働災害発生状況の推移(休業4日以上、単位:人)



※ ()内は死亡者数で内数

■ 熱中症の業種別・年別発生状況(休業4日以上、単位:人)

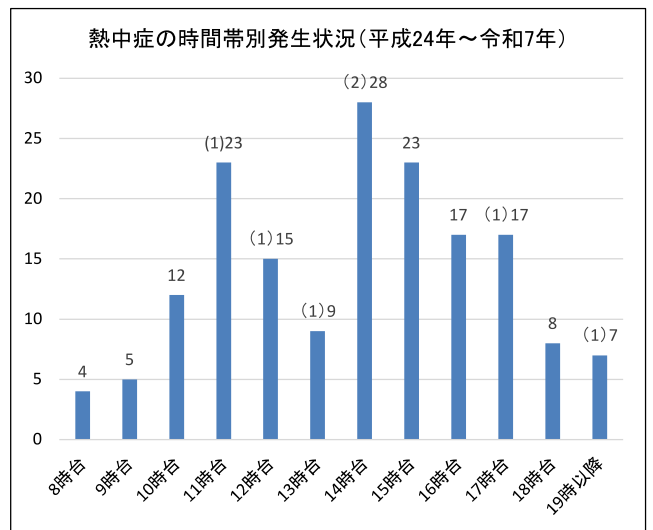
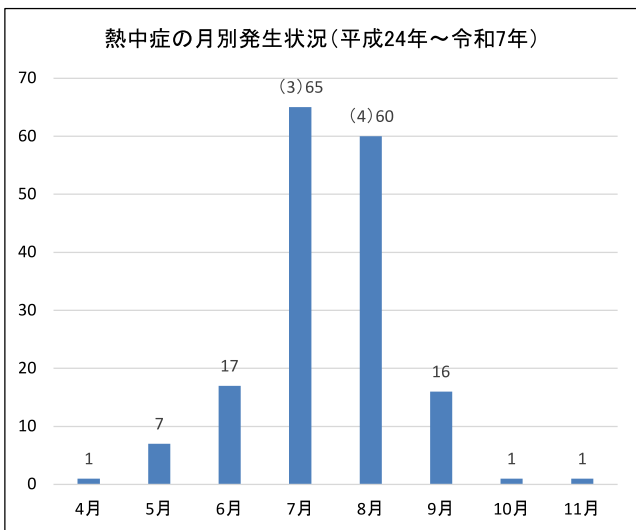
業種	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
製造業		2	1	(1)3	1			3	2	1		2	2	10	(1)27
建設業	5	(1)2	2		5		5		1	1	3	5	3	3	(1)35
道路貨物運送業				1	1	1	2			2	3	1	1	7	19
農業								1				(1)2	1	1	5
林業								1							1
商業	1	2					(1)2	1	1		(1)2	4		3	(2)16
保健衛生業							1	1	1		1			3	7
旅館業							1	1		1				1	4
飲食店	1														1
ビルメンテナンス業	1							1	1		1	1	1		6
産業廃棄物処理業			1	1				1			1		(1)1		(1)5
警備業		2				1	5	(1)1	1	1	1		3	4	(1)19
その他		1					3	3	4	3	1	2	3	3	23
合計	8	(1)9	4	(1)5	7	2	(1)19	(1)14	11	9	(1)13	(1)17	(1)15	35	(7)168

※ ()内は死亡者数で内数

■ 熱中症の月別発生状況(平成24年～令和7年)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
熱中症(人)	1	7	17	(3)65	(4)60	16	1	1	(7)168

※ ()内は死亡者数で内数



■ 熱中症の時間帯別発生状況(平成24年～令和7年)

時間帯	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時以降	合計
熱中症(人)	4	5	12	(1)23	(1)15	(1)9	(2)28	23	17	(1)17	8	(1)7	(7)168

※ ()内は死亡者数で内数

■ 熱中症による死亡災害事例

発生前・業種	発生状況の概要
平成25年 建設業	墓地のリフォーム作業中(玉砂利部分を石貼りに変更する工事)、石貼り作業に従事していた被災者が石柵(高さ52cm)にもたれ込んでいることを工事担当者が発見し、消防署へ通報、救急搬送されたが死亡したものの。
平成27年 製造業	食品残渣等廃棄物から有機肥料を製造する事業場において、廃棄物の入ったフレコンバックを車両積載形トラッククレーンの荷台から下ろす作業を行っていた被災者が意識を失い倒れた。
平成30年 商業	真夏の屋外で露店を営業するため、午前中から調理器具の準備や仕込等の作業を行い、また、同所において、夕方からの営業で接客等の作業を行い熱中症を発症した。
令和元年 警備業	道路上で交通誘導業務を行っていたところ、熱中症を発症した。
令和4年 商業	顧客の農業用ハウス内において14時頃から被災者一人で自動カーテンのワイヤー交換作業を行っていたところ、意識を失い倒れた。17時頃に顧客関係者に発見され、救急搬送されたが死亡したものの。
令和5年 農業	朝方から水田脇の畦道の草刈り作業をしていたところ、作業現場で倒れているところを、通りがかった付近の住民が発見し、救急搬送されたが死亡したものの。
令和6年 産業廃棄物処理業	サイロ内でオガクズをトラックに積み込む作業に従事していた被災者が、堆積したオガクズに埋まった状態で発見され、熱中症による死亡と診断された。

■ 熱中症による主な休業災害事例(平成24年～令和7年)

業種	発生状況の概要
製造業	エアコンが稼働している工場内において、電気配線の組立作業を行っていたが、室温が30度ほどになり、午後3時から頭痛、吐き気の症状が発生し、終業後も体調が戻らないため、病院を受診した。
製造業	製造ラインで部品を取り付ける作業を屈んで行っていたところ、座り込み、そのまま倒れた。意識を失い、けいれんが発生していたため救急車で搬送された。
製造業	製造ライン(めっき槽)のメンテナンス作業中、合羽、マスクを装着し作業を行っていたところ、手指の痙攣が発生し、病院を受診した。
建設業	個人住宅の現場において、基礎周りを70cm程度手掘りで掘削していたところ、めまいや吐き気が出て、仕事が出来なくなった。
建設業	建築工事現場において、型枠組立て作業に従事し、休憩の際、水分を摂取しようとしたが嘔吐し、手足のしびれが発生、その後、全身の痙攣が始まったため、救急車で病院へ搬送された。
建設業	住宅基礎工事現場において、コンクリート圧送作業に従事していたところ、手足のしびれとめまいのため、動けなくなり、救急車で病院へ搬送された。
道路貨物運送業	構内で仕分け作業中、体調が悪くなり、休憩をとっていたが、立ち上がることができなくなり、救急車で病院へ搬送された。
道路貨物運送業	客先構内で集荷業務を行っていた際、全身が痙攣し動けなくなったため、救急車で病院へ搬送された。
林業	草刈作業中に、草を集める作業を行っていたところ、具合が悪くなり座り込んだ。その後入院となった。
教育研究業	埋蔵文化財の遺構精査作業中に立ち眩みをおこして緊急搬送された。一週間後、再び熱中症の症状が現れ救急搬送された。
保健衛生業	保育園敷地内の屋外プールの清掃作業中、吐き気がし、屋内にて休んでいたものの体調が回復しなかったため、病院を受診した。
接客娯楽業 (旅館業)	ホテル内ランドリー(室温38度)で作業後、帰宅途中で体調不良となり、帰宅後救急搬送された。
接客娯楽業 (公園・遊園地)	炎天下でグラウンドの散水作業中、長時間の作業後、頭痛を訴え、嘔吐した。
ビルメンテナンス業	ホテルの客室清掃作業中、水分補給が不足していたため、ホテルフロア内にて具合が悪くなり自力で歩けなくなったことから、救急車により病院へ搬送された。
警備業	警備業務中、他の従業員から様子がおかしいとの連絡が入り、当人へ連絡したところ、呂律が回らず、休憩を取らせたが、回復がなかったため、救急車で病院へ搬送された。
警備業	交通誘導業務を行っていたところ、頭痛を発症したが我慢して業務を継続。帰宅後に頭痛が悪化し、嘔吐と下痢を発症して動けなくなったため、病院を受診した。

(令和8年3月)

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組期間

長野県内では7～8月を
重点取組期間としています

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画

e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

服装

準備期間に検討した服装を着用

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行
させる等を考慮）

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認

作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導

異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

重点取組期間

7月～8月

にすべきこと



令和7年6月1日
改正労働安全衛生規則
施行

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

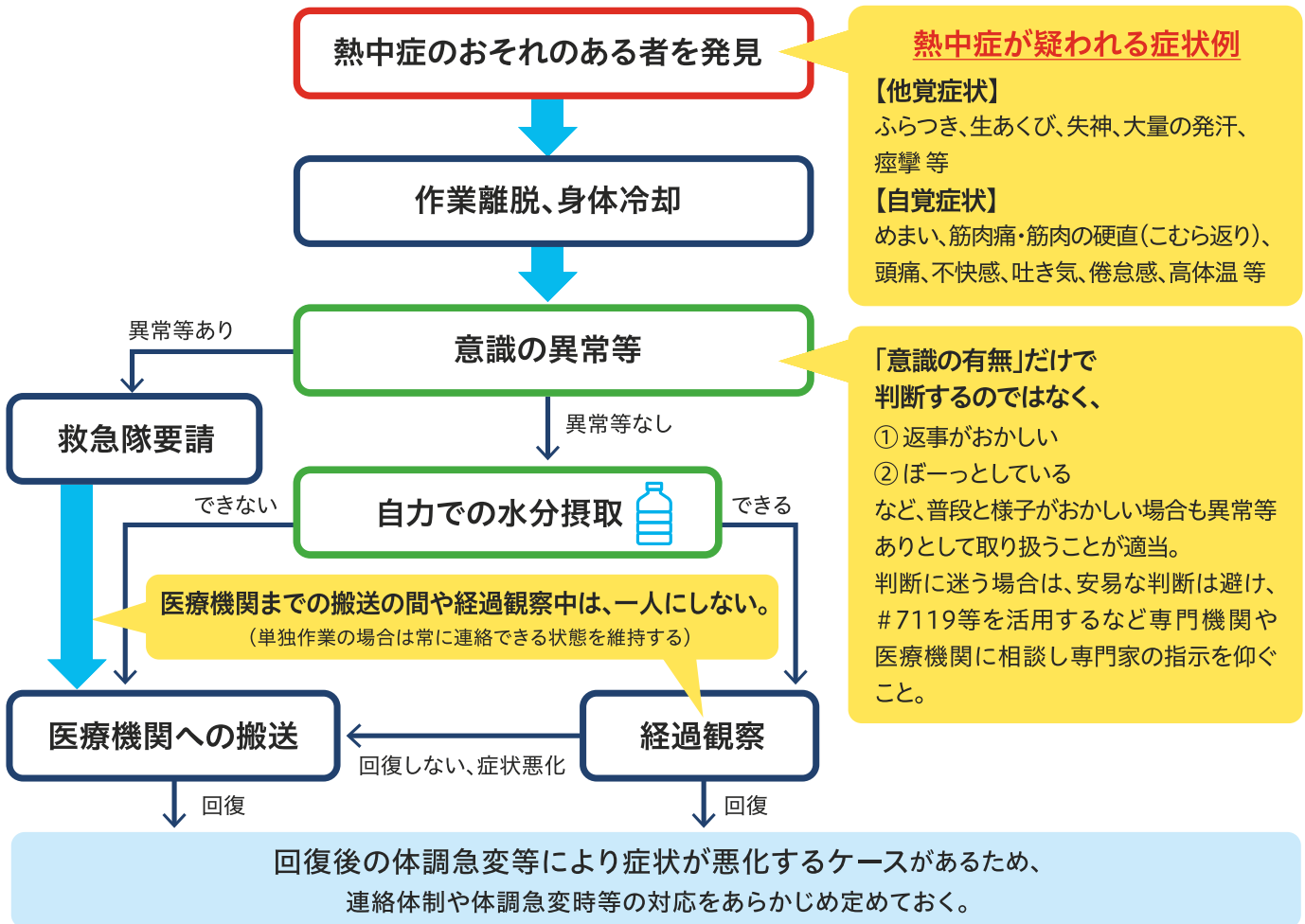
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

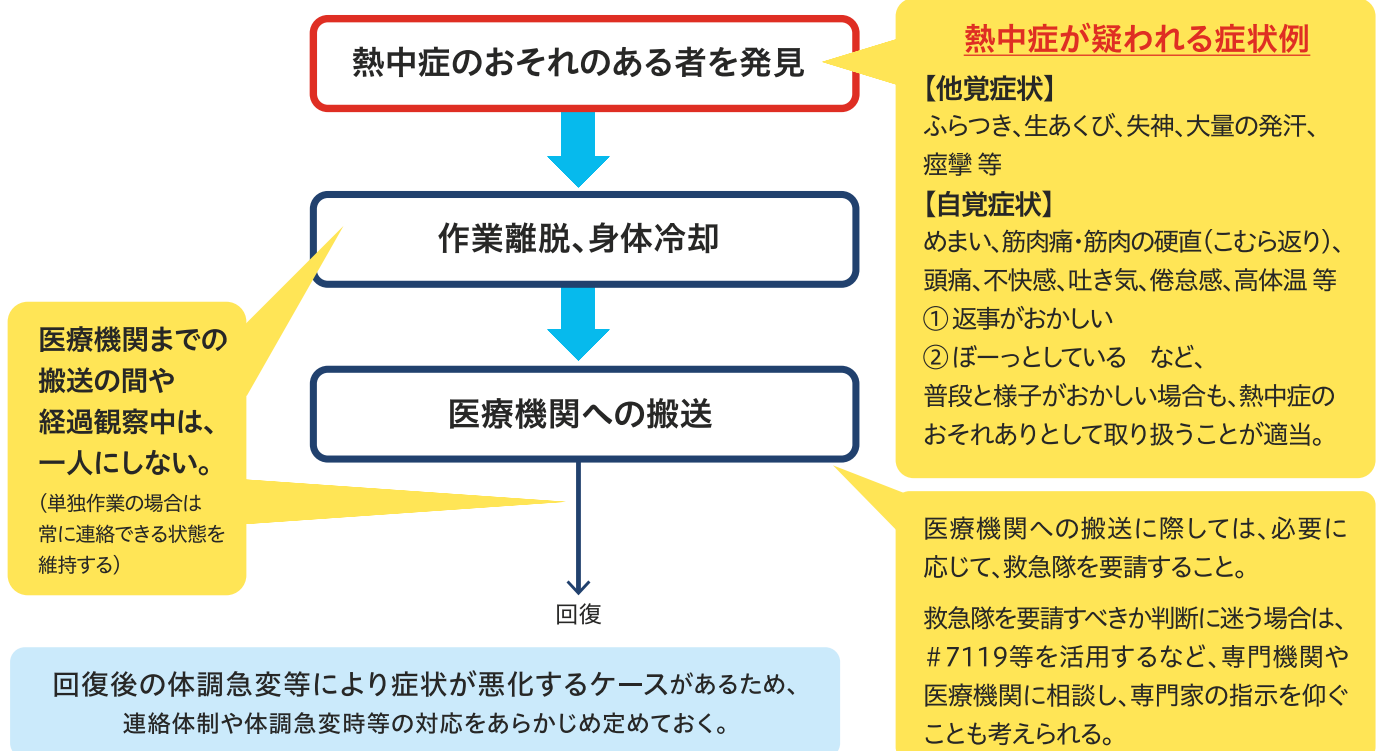
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。
事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- **職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定**
・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- **各種管理者等の選任と役割**
・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- **作業手順・作業計画の策定**
- **報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知**

2 作業環境管理

- **WBGT値の低減**
・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- **休憩場所の整備等**
・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

3 作業管理

- **作業時間の短縮等** 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- **暑熱順化** 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- **プレクーリング** 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- **水分及び塩分の摂取** 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- **服装による身体冷却** 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- **作業中の巡視** 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- **業種・作業別の対応例**

図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃－WBGT）
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

3 熱中症リスクの評価・検討

- **熱中症リスクの評価**
・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- **熱中症リスクの低減のための措置の検討**
・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
・事業場の実情を踏まえて作業管理。
・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

4 健康管理

- **健康診断結果に基づく対応**
- **日常の健康管理等**
- **作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認**
・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- **熱中症予防管理者労働衛生教育**
- **職長等向け教育**
- **作業従事者向け教育**

6 異常時の措置

・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- **実施時期**
- **いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について**
- **注文者や作業場所管理事業者による配慮**
- **労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について**

熱中症予防対策 セミナー

第2弾

長野産業保健総合支援センターと長野労働局との共同開催事業

長野労働局では、毎年5月から9月まで、「STOP !熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、熱中症予防対策の注意喚起を行っているところです。昨年6月1日からは改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症のおそれがある労働者を早期に発見し、重篤化を防止するため、体制整備・手順作成・関係労働者への周知が事業者の義務となりました。本セミナーは熱中症から労働者の命を守る対策を一緒に考えていきましょう。

日時

2026年**5月19日** (火) 13:30~16:00

会場：長野県労働基準協会連合会 松本安全衛生センター
松本市神林7107-55(松本臨空工業団地内) TEL0263-40-3911

●第1部 行政説明 13時30分~14時00分

「熱中症災害の現状」

講師：長野労働局 労働基準部 健康安全課

●第2部 特別講演 14時00分~16時00分

「酷暑時代の熱中症対策」 (仮称)

~その実態と職場における有効な対策について~

講師：(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター
ばく露評価研究部長 齊藤宏之先生



○お申し込み：当センターホームページより5月12日(火)までにお申し込みください。
定員80名になりましたら、締め切らせていただきます。参加は無料です。

○お問い合わせ：

独立行政法人労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センター
TEL 026-225-8533 FAX 026-225-8535
HP <https://www.naganos.johas.go.jp>

長野産業保健総合支援センター

